

国有財産先着順売払公告

下記国有財産を先着順入札により売払います。
なお、当該物件はすでに一般競争入札を実施したが、売払相手方が決まらなかったために先着順により売払うものである。

記

1. 売払物件

物件番号	所在地	区分	数量(公簿)	売払価格	備考
1	兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目2-9 【件名】 国有財産(土地・工作物)売払	土地	1,285.52 m ²	159,000,000 円	地目:宅地 市街化区域 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率:60% 容積率:200%
		工作物	1式		
2	兵庫県神戸市灘区鶴甲1丁目2-8 【件名】 国有財産(土地・建物・工作物)売払	土地	748.67 m ²	104,000,000 円	地目:宅地 市街化区域 第一種中高層住居専用地域 建ぺい率:60% 容積率:200% その他 物置:1棟 構造:プレハブ平屋建 床面積:約3m ²
		建物	1階 323.68 m ² 2階 210.87 m ² 3階 210.87 m ²		
		工作物	1式		

2. 売払相手方に必要な条件

次のいずれにも該当しない者であること。

- 「予算決算及び会計令」第70条及び第71条の規定に該当する者
- 国有財産に関する事務に従事する者にあつては、国有財産法第16条の規定に該当する者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3. 先着順売払説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所

物件番号1:神戸市中央区小野浜町7-30

近畿地方整備局 神戸港湾事務所 品質管理課 契約審査係
078-333-2550

物件番号2:神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎)

近畿地方整備局 総務部 経理調達課 財産係
078-391-7576

- (2) 交付期間 平成25年9月2日(月)から平成25年12月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く)
9時00分から12時00分、13時00分から16時00分まで 売払相手方が決定次第終了

4. 現場確認

買い受けを希望する場合は、現地にて各自で物件を確認すること。

5. 売払相手方の決定方法

- 買い受けを希望する者は、普通財産売払申請書に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、必要書類を添付して持参することとし、先着1名に限り受理する(郵送では受け付けない。)
- 申請にあたっては、物件を必ず確認することとし、必要な添付書類がない場合や現地を確認していない場合は受理しない。
- 同日に売払申請書を持参した者が複数名いる場合は、後日、抽選により売払相手方を決定する。

6. 売払申請書の提出場所及び受付期間

- (1) 提出場所 神戸市中央区海岸通29番地(神戸地方合同庁舎) 近畿地方整備局 総務部 経理調達課 財産係
078-391-7576

- (2) 受付期間 平成25年9月2日(月)から平成25年12月20日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く)
9時00分から12時00分、13時00分から16時00分まで 売払相手方が決定次第終了

7. 売払申請書及び申請に必要な書類

先着順売払説明書を確認のこと。

8. 契約締結の時期及び契約保証金について

- 契約予定者(売払申請者)は契約予定者と決定した日から10日以内に売買契約を締結しなければならない。
- 売買契約締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。

9. 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

契約書の作成を要し、代金は当局発行の納入告知書により一括納付とする。契約予定者が売買代金を期限までに納入しない場合、契約保証金は国庫に帰属する。

10. 所有権の移転

売買代金を全額納付した時に移転する。所有権移転登記の手続きは国が行うが、登録免許税は買受者の負担とする。

11. 売払条件

(イ) 暴力団事務所の利用等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

落札者が条件に違反したときは、売払代金の3割に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには実地調査を実施し、また、報告を求めることがある。

落札者は、の実地調査を正当な理由なく拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告を怠ったときは売払代金の1割に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

(ロ) 風俗営業等の禁止

落札者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

12. その他

- 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 詳細については、先着順売払説明書による。

以上、公告する。
平成25年 9月 2日

契約担当官
近畿地方整備局副局長 田邊 俊郎